

## 指定旧小売供給団地（砂団地）におけるガス料金過大収納について

平成 30 年 1 月 26 日

日商ガス販売株式会社

このたび、弊社東京支社管内の指定旧小売供給団地におきましてガスをご利用いただいているお客さまに対してガス料金を誤って過大に請求し、受領していたことが自己点検により判明いたしました。

弊社といたしましては、このような事態が生じたことを重く受け止めており、お客さまにご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

今回の事態について、関東経済産業局に報告するとともに、ガス料金を過大に収納していたお客さまには個別に訪問し、返金の時期・方法等についてご相談させていただいた後、すみやかに返金手続きを取らせていただきます。

今後、このような事態が再発することの無いよう、再発防止に努めてまいります。

対象のお客さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. ガス料金の過大収納について

- (1) ガス料金過大収納の対象となった指定旧小売供給団地  
埼玉県川越市砂団地
- (2) 対象のお客さま数  
207 顧客
- (3) 対象期間  
平成 21 年 7 月～平成 30 年 1 月
- (4) 過大収納金額の総額  
税込 8,627 円（1 顧客あたり平均 41.7 円）

#### 2. お問い合わせ先

日商ガス販売株式会社 東京支社

- ・電話番号 0120-401-543
- ・受付時間 平日（月～金） 9:00～20:00  
土・日・祝 9:00～17:15

以上